

市民憩いの広場を御利用の皆様

## 料金改定のお知らせ

いつも、市民憩いの広場を御利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、恐縮ではございますが、近年の物価高、人件費の上昇により、  
令和6年4月1日より以下の通り利用料を改定させていただきます。

年額 3,000 円(10 月以降に利用を開始した場合は 1,500 円)

市民憩いの広場を御利用いただいております皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月1日

狭山市役所 産業振興課 労政担当

電話 04-2937-6974(直通)